

石川県公報

平成 25 年 3 月 27 日 (水曜日)

号 外

(第 26 号)

目 次

規 則	訓 令
石川県税条例施行規則及び石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 1	石川県税事務取扱規程の一部改正 (税務課) 7

規 則

石川県税条例施行規則及び石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

石川県税条例施行規則及び石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第三条の二を第四条とする。

第七条第二項中「第二号様式」を「第一号の二様式」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(納税証明書の交付)

第七条の二 条例第五条第一項の証明書の交付申請書の様式は、第二号様式による。

2 前項の交付申請書の提出があつた場合においては、第二号の二様式から第二号の四様式までによる納税証明書を交付するものとする。

3 納税証明書の枚数は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」といふ。)第六条の十一第一項第一号及び第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる事項の証明として一枚とする。この場合において、二以上の年度にまたがつて調定されている税額についての納税証明書は、証明を致すこととする事項が未納の税額のみに係る場合を除き、当該税額の調定年度(それぞれの税額が調定された年度をいふ。以下同じ。)の数に相当する枚数とする。

4 前項後段の調定年度は、次の各号に掲げる税目については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める税額をもつて一の調定年度のものとする。

一 法人の県民税又は事業税 中間申告及び確定申告の税額

二 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税 連続した十二月分の税額

5 現金で手数料の納付を受けた場合は、出納員が石川県財務規則第四十九条第一項ただし書のシススターによるシートを発行するものとする。

第二十五条の二を削る。

第三十七条中「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」といふ。)」を「令」に改める。

第四十条の二中「行い、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなければならない」を「行つものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の明細書は、別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

第四十三条の三第一項及び第二項中「当該施設」を「当該ゴルフ場」に改める。

第五十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車による場合の利用

第六十条の次に次の一条を加える。

(免税軽油使用者証の交付及び書換え)

第六十条の二 条例第百三十一条の十第五項の免税軽油使用者証の書換えの申請書の様式は、第五十三号の二様式による。ただし、誤記等の訂正であつて免税軽油使用者、機械、車両又は設備に変更がないものに係る申請書の様式は、第五十三号の三様式による。

2 条例第百三十一条の十第八項の免税軽油使用者証の交付又は書換えの件数については、申請書一通につき一件とする。

3 第七条の二第五項の規定は、現金で手数料の納付を受けた場合について準用する。

石川県税条例施行規則様式目次中

「第二号様式	検税吏員証	第七条	」を
「第一号の二様式	検税吏員証	第七条	
第二号様式	納税証明書交付申請書	第七条の二	
第二号の二様式	納税証明書	第七条の二	に、
第二号の三様式	納税証明書	第七条の二	
第二号の四様式	納税証明書	第七条の二	」
「第二十一号の五様式	登記(登録)証明書	第二十三条の三	」を
「第二十一号の五様式	登記(登録)証明書	第二十条の三	」に、
「第二十四号様式(その二)	納付(納入)催告書	第二十四条	
第二十四号の二様式(その一)	納税証明書交付申請書	第二十五条の二	
第二十四号の二様式(その二)	納税証明書	第二十五条の二	
第二十四号の二様式(その三)	納税証明書	第二十五条の二	を
第二十四号の二様式(その四)	納税証明書	第二十五条の二	
第二十五号様式	納税管理人申告書・承認申請書	第二十六条	」
「第二十四号様式(その二)	納付(納入)催告書	第二十四条	
第二十五号様式	納税管理人申告書・承認申請書	第二十六条	」に、
「第五十三号様式	軽油引取税増担保提供等命令書	第六十条	」を
「第五十三号様式	軽油引取税増担保提供等命令書	第六十条	
第五十三号の二様式	免税軽油使用者証書換申請書	第六十条の二	に改める。
第五十三号の三様式	免税軽油使用者証訂正申請書	第六十条の二	」

第二号様式を第一号の二様式とし、同様式の次に次の四様式を加える。

第 2 号様式

納 税 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

石 川 県 知 事
石 川 県 事 務 所 長 様

次のとおり納税証明書の交付を申請します。

1 納税証明書の請求枚数

_____ 枚

2 納税証明書の使用目的

(該当する欄に 印を付けてください。)

住所 (所在地) 又は支店・営業所等で請求する場合は支店・営業所等の所在地

氏名 (名称)



使 用 目 的	
入札参加資格申請 (建設業関係)	建設業許可申請
入札参加資格申請 (物品購入・業務委託)	建設業営業年度終了報告
資金の借入れ	自動車の所有権解除
その他 (使用目的を記入してください。)	

3 証明する税目と内容

(該当する欄に 印を付けてください。)

税 目	証明を請求する年度・期別等又は内容
法 人 県 民 税	事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日
法 人 事 業 税	事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日
個 人 事 業 税	所得年 年 ~ 年
自 動 車 税	登録番号 (石・石川・金沢) 課税年度
県 税 全 税 目	滞納のないこと
税	

年度		一 般 会 計		
科		目		
款	項	目	節	附記
金 額	¥			
納 入 理 由	納税証明書交付手数料			

4 証紙貼り付け欄

注意 1 証紙貼り付け欄に証紙を貼り付け、欄が不足するときは、裏面を利用してください。

2 貼り付けた証紙は、自己の印章等で割印しないでください。

3 証紙は、県の指定金融機関本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

第 2 号の 2 様式

納 税 証 明 書

第 号

住 所
氏 名
又は名称

様

税目	区 分	納付(納入)すべき額	納付 (納入) 額	未納額	法定納期限等	概要

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

石 川 県 知 事
石川県 事務所長



第 2 号の 3 様式

納 税 証 明 書

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

税 目	事 項
県 税 全 般 (個人県民税及び地方消費税を除く。)	左の税 (これに伴う延滞金及び加算金を含む。) について滞納の額は、 ありません。
摘 要	

上記のとおり相違ないことを証明します。

石 川 県 知 事
石川県 事務所長



備考 この納税証明書は、県税 (個人県民税及び地方消費税を除く。) 並びにこれに伴う延滞金及び加算金につ
いて滞納の額がないことについて証明をする場合に使用するものです。

第 2 号の 4 様式

納 税 証 明 書

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

事 項	
摘 要	

上記のとおり相違ないことを証明します。

石 川 県 知 事
石 川 県 事 務 所 長



備考 この納税証明書は、次の事項について証明をする場合に使用するものです。

県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びにこれに伴う延滞金及び加算金について滞納処分を受けたことがないこと。

保全差押えの通知を受けた金額

前事業年度以前の法人税割額の課税標準となる法人税額について繰越控除されなかつた額その他法人県民税、法人事業税及び個人事業税の額の算出のために必要な事項

第 72 条の 49 第 2 項、第 72 条の 48 の 2 第 2 項

第 73 条第 4 項、第 73 条第 5 項

第 73 条第 4 項、第 73 条第 5 項

第 73 条第 4 項、第 73 条第 5 項、第 73 条第 6 項、第 73 条第 7 項、第 73 条第 8 項、第 73 条第 9 項、第 73 条第 10 項、第 73 条第 11 項、第 73 条第 12 項、第 73 条第 13 項、第 73 条第 14 項、第 73 条第 15 項、第 73 条第 16 項、第 73 条第 17 項、第 73 条第 18 項、第 73 条第 19 項、第 73 条第 20 項、第 73 条第 21 項、第 73 条第 22 項、第 73 条第 23 項、第 73 条第 24 項、第 73 条第 25 項、第 73 条第 26 項、第 73 条第 27 項、第 73 条第 28 項、第 73 条第 29 項、第 73 条第 30 項、第 73 条第 31 項、第 73 条第 32 項、第 73 条第 33 項、第 73 条第 34 項、第 73 条第 35 項、第 73 条第 36 項、第 73 条第 37 項、第 73 条第 38 項、第 73 条第 39 項、第 73 条第 40 項、第 73 条第 41 項、第 73 条第 42 項、第 73 条第 43 項、第 73 条第 44 項、第 73 条第 45 項、第 73 条第 46 項、第 73 条第 47 項、第 73 条第 48 項、第 73 条第 49 項、第 73 条第 50 項、第 73 条第 51 項、第 73 条第 52 項、第 73 条第 53 項、第 73 条第 54 項、第 73 条第 55 項、第 73 条第 56 項、第 73 条第 57 項、第 73 条第 58 項、第 73 条第 59 項、第 73 条第 60 項、第 73 条第 61 項、第 73 条第 62 項、第 73 条第 63 項、第 73 条第 64 項、第 73 条第 65 項、第 73 条第 66 項、第 73 条第 67 項、第 73 条第 68 項、第 73 条第 69 項、第 73 条第 70 項、第 73 条第 71 項、第 73 条第 72 項、第 73 条第 73 項、第 73 条第 74 項、第 73 条第 75 項、第 73 条第 76 項、第 73 条第 77 項、第 73 条第 78 項、第 73 条第 79 項、第 73 条第 80 項、第 73 条第 81 項、第 73 条第 82 項、第 73 条第 83 項、第 73 条第 84 項、第 73 条第 85 項、第 73 条第 86 項、第 73 条第 87 項、第 73 条第 88 項、第 73 条第 89 項、第 73 条第 90 項、第 73 条第 91 項、第 73 条第 92 項、第 73 条第 93 項、第 73 条第 94 項、第 73 条第 95 項、第 73 条第 96 項、第 73 条第 97 項、第 73 条第 98 項、第 73 条第 99 項、第 73 条第 100 項

第 73 条第 4 項、第 73 条第 5 項

第53号の2様式

年 月 日		免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 申 請 書			
石川県 事務所長 様					
免税軽油使用者証の記載事項に、次のとおり変更が生じたので、石川県税条例第131条の10第5項の規定により書換えを申請します。					
申 請 者 (代 表 者)	住所又は事務所若しくは事業所の所在地	(変更前)			
	業 種		免 税 軽 油 使 用 者 証 番 号	-	-
	申 請 形 態	単独申請 ・ 共同申請		(変更前)	
	氏 名 又 は 名 称	㊟			
	この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	(変更前)			
免 税 軽 油 使 用 者	住所又は事務所若しくは事業所の所在地	(変更前)			
	氏 名 又 は 名 称	(変更前)			
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	異 動 内 容	新設 ・ 抹消 ・ 変更 ()	新設 ・ 抹消 ・ 変更 ()	新設 ・ 抹消 ・ 変更 ()	新設 ・ 抹消 ・ 変更 ()
	所 在 地				
	名 称	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称				
	型 式				
	軸 馬 力				
	燃 焼 方 式				
	台 数				
用 途					
年 間 見 込 所 要 数 量					

- 備考 1 免税軽油使用者証を添付し申請してください。
- 2 「(変更前)」欄は、当該項目に変更がない場合には記載する必要はありません。
- 3 単独申請の場合、「免税軽油使用者」欄には「同上」と記載してください。
- 4 変更内容を証明する書類を添付してください。

第53号の3様式

年 月 日		免 税 軽 油 使 用 者 証 訂 正 申 請 書	
石川県 事務所長 様			
免税軽油使用者証の記載事項に、次のとおり変更が生じたので、石川県税条例第131条の10第5項の規定により書換えを申請します。			
申 請 者 (代 表 者)	住所又は事務所若しくは事業所の所在地	(変更前)	
	業 種	免 税 軽 油 使 用 者 証 番 号	- -
	氏 名 又 は 名 称	①	
	この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	(変更前)	
免 税 軽 油 使 用 者	住所又は事務所若しくは事業所の所在地	(変更前)	
	氏 名 又 は 名 称	(変更前)	

備考 1 この様式は、免税軽油使用者、機械、車両又は設備に変更がない誤記等の訂正の場合に使用してください。

なお、「住所又は事務所若しくは事業所の所在地」欄又は「氏名又は名称」欄のみを変更する場合であっても、相続、法人化、合併、事業の譲渡等により、免税軽油使用者が別の法人格となる場合には、免税軽油使用者証の新規の交付申請（単独申請の場合）又は免税軽油使用者証の書換申請（共同申請の場合）を行ってください。

- 2 免税軽油使用者証を添付し申請してください。
- 3 「(変更前)」欄は、当該項目に変更がない場合には記載する必要はありません。
- 4 単独申請の場合、「免税軽油使用者」欄には「同上」と記載してください。
- 5 変更内容を証明する書類を添付してください。

(石川県証紙条例施行規則の1部改正)

第11条 石川県証紙条例施行規則（昭和三十一年石川県規則第三十一号）の1部を次のものに改正する。

別表第1中第11号を第11号とし、第19号の次に次の1号を加える。

11 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第三十三号）第五十二条一項及び第百三十一条の十第七項に規定する手数料

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお前条の圖、前條の圖を以て使用するに用いられる。

訓 令

石川県訓令第4号

総 務 部 税 務 課
県 総 合 事 務 所
県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程 (昭和32年石川県訓令甲第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

目次中「**証田書**」を「**証田書等**」に改める。

第22条の2第2号中「**第十九号様式による**」を削る。

第23条第2号中「**第十九号様式による抵当権まじり消滅記 (登録) 嘱託書**」を「**抵当権抹消登記 (登録) 嘱託書**」に、「**抵当権まじり憑**」を「**抵当権抹消憑**」に、「**かかる**」を「**係る**」に改める。

第40条第3項を削る。

第42条の2を次のように改める。

(**申告書の交付**)

第四十二條の二 徴税委員は、自動車取得税、自動車税又は狩猟税の申告書 (自動車取得税にあつては修正申告書を合め、自動車税にあつては条例第五十九条第三項に規定する自動車税の申告書とする。以下この節において「申告書」といつ。)の提出を致せるときは、当該申告書に貼り付けられた証紙 (自動車取得税及び自動車税にあつては、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより証紙に代えるものを合む。第四十二條の六において同じ。)の金額に誤りがないことを確認の上、受理しなければならない。

2 徴税委員は、証紙を貼つた申告書を受理したときは、証紙を貼つた紙面と証紙の彩紋とにかけ、県の印で判明にこれを消さなければならない。

第42条の3中「**前条第一項又は第二項の規定により自動車取得税、自動車税又は狩猟税 (以下「自動車取得税等」といつ。)の申告書又は自動車税届出書**」を「**申告書**」に改め、「**消印済証紙引継書**」の下に「**(自動車取得税又は自動車税にあつては、第四十八号様式の三による証紙収入引継書。以下この節において同じ。)**」を加え、「**、速やかに**」を削る。

第42条の4第1項中「**自動車取得税等の**」及び「**、専らに、** 調定決議書により調定し」を削り、同条第2項中「**第四十八号様式の三**」を「**第四十八号様式の四**」に改める。

第42条の5中「**第四十八号様式の四**」を「**第四十八号様式の五**」に改める。

第46条の4第1項中「**差押財産**」を「**差押後六月以上経過した差押財産**」に改める。

第56条第2項を削り、同条第3項中「**第一項**」を「**第三項**」に改め、同項を同条第2項とする。

第57条中「**前条第三項**」を「**前条第二項**」に改める。

第3章第4節中第62条の前に次の1条を加える。

(**公売保証金**)

第六十一條の二 国税徴収法 (昭和三十四年法律第百四十七号) 第百条第一項に規定する公売保証金は、次のとおりとする。

- 一 公売財産の見積価額が一万円未満の場合は、要しないものとする。
- 二 公売財産の見積価額が一万円以上の場合は、見積価額の百分の十の金額 (千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げる。)とする。

第62条第3項中「**そのこと**」を「**その都度**」に、「**第一項**」を「**第五十五条第二項**」に改める。

第75条を削り、第74条の2を第75条とする。

「**第三節 証明書の交付等**」を「**第三節 証明書等の交付等**」に改める。

第79条から第84条までを次のように改める。

(**納税証明書の交付等**)

第七十九條 出納員は、証紙で条例第五条第一項の手数料の納付を受けたときは、証紙を貼つた紙面と証紙の彩紋とにかけ、県の印で判明にこれを消さなければならない。

2 出納員は、前項の場合においては、石川県証紙条例施行規則 (昭和二十九年石川県規則第三十二号) 別記様式第一号の五による消印済証紙送付書を作成しなければならない。

3 出納員は、現金で条例第五条第一項の手数料の納付を受けたときは、納税証明書交付申請書に規則第十四条の二に規定する領収印を押印の上、当該申請書を収納証拠書類として保管しなければならない。

4 出納員は、現金で条例第五条第一項の手数料の納付を受けたときは、財務規則別記様式第五十七号による公金払込書により即日払込むとともに、現金出納簿に必要事項を記載しなければならない。この場合において、納付を受けた手数料のうち即日払込むことができなかつたものについては、第三十七条後段の規定を準用する。

(免稅雜用使用指証の交付等)

第八十条 前条の規定は、条例第五百三十一条の十第七項の手数料の納付を受けた場合として準用する。この場合において、前条第一項、第三項及び第四項中「第五条第一項」とあるのは「第五百三十一条の十第七項」と、同条第三項中「納税証明書交付申請書」とあるのは「免稅雜用使用指証交付申請書、免稅雜用使用指証其戻交付申請書又は免稅雜用使用指証換申請書の写し」と、「消税申請書」とあるのは「消税印し」と読み替えるものとする。

第八十一条から第八十四条まで 削除

第86条中「、第四十二條第四項、第五十六條第二項及び第七十五條」を「及び第四十二條第四項」に改める。

第87条中「、第七十四條及び第七十五條」を「及び第七十四條」に改める。

第19号様式（一）を次のように改める。

第19号様式 削除

第19号様式（二）及び第19号様式（三）を削る。

第21号様式（一）から第21号様式（三）までの規定中

「

電話加入権等 無体財産権の状況	・	・	支店 営業所
--------------------	---	---	-----------

を

「

無体財産権の状況	・	・	
----------	---	---	--

に改める。」

第32号様式中 「

受託証書の 枚数	自第 至第	号 号	枚 枚	内書損じ等の 枚数	枚
-------------	----------	--------	--------	--------------	---

を

「

受託証書の 枚数	号から 号まで	枚	内書損枚数 及び番号	枚(番号)
-------------	------------	---	---------------	-----------

に改める。」

第38号様式、第39号様式及び第41号様式中 「

内書損枚数 及び番号	号から 号まで	枚
---------------	------------	---

を

「

内書損枚数 及び番号	枚(番号)
---------------	-----------

に改める。」

第48号様式の4を第48号様式の5とし、第48号様式の3を第48号様式の4とし、第48号様式の2の次に次の1様式を加える。

第67号様式中

所		次		課		係			
長		長		長		長		係	

及び「(したいので別案に

より知事に経伺)」を削り、

「
税目
(番号)」

を

「
税 目
登録番号)」

に、

「
原簿等整理印)」

を

「
入力等確認印)」

に改める。

第68号様式及び第69号様式を次のように改める。

第68号様式及び第69号様式 削除

第75号様式中「公表」を「公売」に改める。

第84号様式から第102号様式までを次のように改める。

第84号様式から第102号様式まで 削除

附 則

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の石川県税事務取扱規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

